右の者に対する住居侵入、窃盗未遂被告事件について、平成七年三月一日福井地 方裁判所がした弁護人選任照会に関する措置に対し、「特別抗告の申立」と題する 不服申立てがあったが、右不服申立ての対象となるべき裁判は存在しないから、本 件申立ては不適法である。

よって、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを棄却する。

平成七年四月一四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	千	種	秀	夫
裁判官	袁	部	逸	夫
裁判官	可	部	恒	<b>太隹</b>
裁判官	大	野	正	男
裁判官	尾	崎	行	信